

改正案	現行																				
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 419 1099 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="176 419 638 459">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="642 419 1099 459">識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="176 462 638 497">一・二 (略)</td> <td data-bbox="642 462 1099 497">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 501 638 1110"> <p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p> </td> <td data-bbox="642 501 1099 1110">四八ビット以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 1114 638 1342"> <p>四 特定小電力無線局のうち、体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p> </td> <td data-bbox="642 1114 1099 1342">二四ビット以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 1345 638 1425">五 削除</td> <td data-bbox="642 1345 1099 1425"></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	一・二 (略)	(略)	<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>	四八ビット以上	<p>四 特定小電力無線局のうち、体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p>	二四ビット以上	五 削除		<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 419 2094 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 419 1632 459">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="1637 419 2094 459">識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 462 1632 497">一・二 (略)</td> <td data-bbox="1641 462 2098 497">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 501 1632 1110"> <p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）</u>に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p> </td> <td data-bbox="1641 501 2098 1110">四八ビット以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1114 1632 1342"> <p>四 特定小電力無線局のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号</u>に規定する体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p> </td> <td data-bbox="1641 1114 2098 1342">二四ビット以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1345 1632 1425">五 削除</td> <td data-bbox="1641 1345 2098 1425"></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	一・二 (略)	(略)	<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）</u>に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>	四八ビット以上	<p>四 特定小電力無線局のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号</u>に規定する体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p>	二四ビット以上	五 削除	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長																				
一・二 (略)	(略)																				
<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>	四八ビット以上																				
<p>四 特定小電力無線局のうち、体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p>	二四ビット以上																				
五 削除																					
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長																				
一・二 (略)	(略)																				
<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）</u>に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>	四八ビット以上																				
<p>四 特定小電力無線局のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号</u>に規定する体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p>	二四ビット以上																				
五 削除																					

六 特定小電力無線局の無線設備のうち、人・動物検知通報システム用のもの（以下「人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局」という。）の無線設備	四八ビット以上
七～十三 (略)	(略)

一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一・二 (略)	(略)
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。 (2)・(3) (略) (4) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備（二、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。
四 (略)	(略)

六 特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号に規定する動物検知通報システム用のもの（以下「動物検知通報システム用の特定小電力無線局」という。）の無線設備	四八ビット以上
七～十三 (略)	(略)

一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一・二 (略)	(略)
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。 (2)・(3) (略) (4) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備（二、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電圧が四・四七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
四 (略)	(略)

五 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備	受信機入力電力が(一)九六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。
六～十一 (略)	(略)

二 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。

1 (略)

2 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等

3～5 (略)

四 (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6～12 (略)

五 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備	受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
六～十一 (略)	(略)

二 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。

1 (略)

2 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等

3～5 (略)

四 (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6～12 (略)